特別生活資金(冬期生活資金)について

高齢者、障害者世帯などに、冬期の生活に必要な灯油などの購入として、特別生活資金（冬期生活資金）が活用できます。

【貸付限度額】

一世帯当たり５万円

【貸付の条件】

- 借入申込期間　　１０月１日～３月末日
- 償 還 期 間　　貸付日の属する月の翌月の１日から１２ヶ月以内
- 貸 付 利 子　　無利子
- 保　証　人　　１人必要

※生活保護受給世帯の方は、管轄する福祉事務所の承認が必要です。

※借入申請に際しては、借受人の所得証明書類と身分証明書、保証人の身分証明書を提示いただき、コピーをとらせていただきます。

社会福祉協議会が窓口になる世帯

１　高齢者世帯

１）老齢福祉年金を受給している７０歳以上（障がい者は６５歳以上）の者が属しており、下記のいずれかに該当する世帯

ア 単身

イ 上記１）の者と１８歳未満の児童のみで構成する世帯

ウ 上記１）の者と６０歳以上の者のみで構成する世帯

エ 上記１）の者と６０歳以上の者及び１８歳未満の児童のみで構成する世帯

２）老齢福祉年金は受給していないが、上記１）のア～エに掲げる世帯であって、本人、配偶者及び扶養義務者の前年分の所得（借入申込が１月以降の場合は、前々年分の所得。）が、別表１以下の世帯

２　障がい者世帯

１）障害基礎年金を受給している者が下記のいずれかに該当する世帯であり、かつ配偶者・扶養義務者の所得が別表１以下の世帯

ア 単身

イ 夫婦のどちらかが障がい者の世帯

２）障害基礎年金は受給していないが、世帯主又は配偶者が国民年金法施行令別表の２級以上の障がいを有する世帯であって、本人、配偶者及び扶養義務者の前年分の所得（借入申込が１月以降の場合は、前々年分の所得。）が、別表１以下の世帯

３）特別児童扶養手当を受給している者が属している世帯

４）特別児童扶養手当は受給していないが、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第３の２級以上の障がいを有する児童を監護し、養育する世帯であって、本人、配偶者及び扶養義務者の前年分の所得（借入申込が１月以降の場合は、前々年分の所得。）が、別表２以下の世帯

３　特定疾患患者世帯

特定疾患患者として医療受給証又は患者認定書の交付を受けている者が下記のいずれかに該当する世帯であり、本人の所得が別表３以下、かつ配偶者・扶養義務者の所得が別表１以下の世帯

ア　単身

イ　夫婦のどちらかが患者の世帯

ウ　２０歳未満の児童が患者の世帯

※ 対象とならない世帯

社会福祉施設入所者

別表１「老齢福祉年金の支給停止限度額」

扶養親族数	本人の所得額（注１）	配偶者・扶養義務者の所得額（注２） （全額支給停止額）
０人	１，６９５，０００円	６，３８７，０００円
１人	２，０７５，０００円	６，６３６，０００円
２人	２，４５５，０００円	６，８４９，０００円

（注１）本人に扶養親族がいる場合、扶養親族１人につき３８万円加算されます。

さらに当該扶養親族が、所得税法に定める同一生計配偶者のうち７０歳以上の者または老人扶養親族であるときは、１人につき１０万円が加算され、特定扶養親族または控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る）であるときは、１人につき２５万円が加算されます。

（注２）配偶者・扶養義務者については、扶養親族がいる場合、扶養親族１人につき２１万３千円が加算されます。

さらに当該扶養親族が所得税法に定める老人扶養親族であるときは、６万円が加算されます。

別表２「特別児童扶養手当の支給停止限度額」

扶養親族数	本人の所得額（注１）	配偶者・扶養義務者の所得額 （注２）
０人	４，５９６，０００円	６，２８７，０００円
１人	４，９７６，０００円	６，５３６，０００円
２人	５，３５６，０００円	６，７４９，０００円

（注１）本人に扶養親族がいる場合、扶養親族１人につき３８万円加算されます。

さらに当該扶養親族が、所得税法に定める同一生計配偶者のうち７０歳以上の者または老人扶養親族であるときは、１人につき１０万円が加算され、特定扶養親族または控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る）であるときは、１人につき２５万円が加算されます。

（注２）配偶者・扶養義務者については、扶養親族がいる場合、扶養親族１人につき２１万３千円が加算されます。

さらに当該扶養親族が所得税法に定める老人扶養親族であるときは、６万円が加算されます。

別表３「障害基礎年金の支給停止限度額」

扶養親族数	本人の所得額 （注１）
０人	４，７９４，０００円
１人	５，１７４，０００円
２人	５，５５４，０００円

（注１）本人に扶養親族がいる場合、扶養親族１人につき３８万円加算されます。

さらに当該扶養親族が、所得税法に定める同一生計配偶者のうち７０歳以上の者または老人扶養親族であるときは、１人につき１０万円が加算され、特定扶養親族または控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る）であるときは、１人につき２５万円が加算されます。